

【今回の一冊】長有紀枝(2012) 「入門 人間の安全保障 一恐怖と欠乏からの自由を求めて一」

序章 私たちが牛きている世界

異議申し立てとしての**人間の安全保障**

1994年「人間開発報告書」で提唱(セン、ケイパビリティ論) きわめて包括的、開発援助の実務をもとにした一定の戦略

東日本大震災:既存の制度に異議を唱え新たな指標、ヴィジョンを示す手がかり

2011年10月31日世界人口70億人突破…階層化(世界がもし100人の村だったら) 格差、教育、衛生、居住、医療、寿命…

人間の安全保障の視点から私たちの生活、世界の状況を見る。歴史の中の今の持つ意味、 現在に生きる地球市民としての役割、日本人であることの意味、役割とは?

第一章 国際社会」とは何か一成り立ちと現状

世界を覆う単一の国際社会…ウエストファリア体制(1648~主権国家体制) 枠の拡大 キリスト教社会→文明国(19c 植民地化)→平和友好国(WW II 以降) ⇒枠に収まりきれない問題も出てくる

冷戦の崩壊 一つの国際社会/統一した世界へ:民主主義、自由主義

社会の階層化、多様化が顕著に

パックス・アメリカーナ、G8、G20、破綻国家、失敗国家の存在

<問題>一部の国を「国際社会」と同一視できるか? ex)NATO のコソボ空爆 客観的な判断基準がなく、代替機能として政治的に決定する制度(安保理、P5)

[「]主権国家を主要な構成員とし、ある程度共有された国際秩序(規則、原則、規範)に従って、そ れ自体が一つの社会であるような集合体を指す。

第二章 紛争違法化の歴史と国際人道法

国際法:強制管轄権なし

「法の一般原則」→国内法で適用

戦争分野で発展…戦争の正当性、やり方、戦争の禁止 etc.

・正戦論:グロティウス「戦争と平和の法」(1625)

・無差別戦争観:紛争中の行為をいかに規制するか

兵器の発達 規模の拡大

・国際連盟規約(1919)→不戦条約(1928)→国連憲章(1945): 違法化の到達点

第三章 「人間の安全保障」概念の形成と発展

・時代背景 1990 年代前半

国際政治 冷戦終結、世界政治の一大転換期=ローポリティクスの重要性

国際経済 グローバル化、南北格差、不均衡

UNDP 「人間開発報告書」

安全保障分野への役割拡大

強烈な軍縮(平和の配当)と開発の思想

恐怖からの自由/欠乏からの自由

「地球規模の問題」

人口増加、経済機会の不公平、移住 の圧力、環境変化、麻薬取引、テロ

・外交政策としての人間の安全保障

日本:欠乏からの自由を重視、開発援助型、国家主権尊重型→「思いやり」

カナダ:恐怖からの自由を重視(保護する責任)

・人間の安全保障委員会 2001 年~

ダイナミックな概念でなければならない=構成要素を列挙することはしない

- →地域の多様性、脅威の変化にも柔軟に対応
- これまで個別に論じられてきた問題を統合する包括的な概念
- →主要課題(平和、安全保障、開発)を結び付ける
- ・国際社会における議論の進展

推進国における一貫した取り組み

欠乏、恐怖だけでなく国家を超えた脅威をも対象にする:先進国でも意味を持つ 発展しつつ概念としての人間の安全保障→柔軟性、包括性

人権と相互に補完しあう概念

→人権:なんでも入る箱/人間の安全:箱の一部を満たす(危険要因克服の重要性)

第四章 人間の安全保障の担い手

- ① 国家 対自国民…立法、政策立案、援助の受け入れ窓口 対他国民…ドナー
- ② 軍隊 恐怖からの自由の確保… 矛盾: PKO 派遣/少数民抑圧(バングラ)
- ③ 国連機関・国際機関・赤十字組織
- ④ NGO 単一の問題を扱う場合が多い…緊急、開発、人権、環境、アドボカシー
- ⑤ その他 企業、国連グローバルコンパクト、メディア、消費者、選挙民=我々一人一人

第五章 「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」

恐怖からの自由 それぞれが多岐にわたり、緊密、重層的に関わる 欠乏からの自由 問題を顕在化、意識化させ他分野との協力を促す

- 恐怖とは…紛争、自然災害、工業災害、原子力災害、大量破壊兵器、通常兵器 感染症、経済危機、テロ、人権侵害、環境破壊、人口移動
- 欠乏とは…貧困、教育機会の欠如・はく奪、保健医療などサービス欠如 サービスへのアクセスの欠如、ジェンダー間の不均衡

第六章 「人間の安全保障」領域に対する取り組み

- ・ミレニアム開発目標(MDGs): 2015年を期限に主要な問題を解決する共通目標
- ・国際的な法的枠組み
 - →人権、軍縮・不拡散、地球環境問題、国際裁判

第七章 保護する責任

人道的介入(介入する権利)

International community にとっての平和と安定に対する脅威とは? 軍事的制裁措置を正当化…1990 年イラクによるクウェート侵攻 軍事以外に経済、社会、人道、環境 etc.

PKO: 従来は軍人中心、軽武装の停戦監視型 冷戦後多機能・複合型 PKOへ(文民部門強化)

保護する責任(国際社会全体としての責任)

予防する責任、対応する責任、再建する責任→軍事介入もあり

介入基準:大規模な人命の喪失/大規模な民族浄化

2009年「保護する責任の実施」報告書:不適切な目的のための誤用を防ぐ

<問題点>

- ・主権国家への介入がどこまで許されるのか
- ・人道的関心以外の要因により実施に踏み切れない場合もある

第八章 東日本大震災と「人間の安全保障」

「人間の安全保障」は先進国にも有効な概念である

大規模災害…社会が構造的に抱えていた潜在的問題を可視化させる

- 高齢者、障碍者の犠牲
- ジェンダーと災害
- 原発→国内避難民
- 一部の構成員に犠牲を強いる社会
- →多数者の利益

一部の人の圧倒的な犠牲の上でなければ成り立たないシステムを容認し続けるのか?

十分な知恵、ノウハウを生かす仕組みがない:外務省、JICA(国内問題には従事できない) 市民社会(NPO.NGO)の自由な活動:政府、自治体を補完、境界を超えた支援

終章 「人間の安全保障」実現のために

「人間の安全保障」とは

- ・対話を促す概念
- ・一人一人の顔が見える具体的な実態としての意識(⇔従来の国家安全保障)
- ・すべての人(社会的弱者、周縁化された人々)が対象
 - →選挙民、消費者にそれらを意識させる概念
- ・人道危機に陥らせず脆弱な状態に止まれるよう… ex)食糧支援
- ・どこでもいつでもだれでも落ちる可能性がある
 - →食い止め、能力開発、立ち直り=<mark>予防</mark>の概念 ex)ジェノサイド

分析概念や枠組みではなく、援助の実践的な指針

「供給側の論理」に基づく援助→「必要とする側」を土台に考え直す方法論 本来あるべき姿に戻そうとする概念